

2・6 円滑なシブプリサイクルの促進

2・6・1 世界のシブプリサイクルの現況

ロイズ統計によると、2017 年の世界のシブプリサイクル量は、前年比 25%減の 1,020 隻、2,143 万総トン(GT)となった。バングラデシュ、インド、パキスタン、中国およびトルコの 5 ヶ国で世界のシブプリサイクルの 98%(トン数ベース)を占め、南西アジアの 3 ヶ国で 77%を占めた。

パキスタンでは、2016 年 11 月に解撤中のタンカーで発生した爆発事故から、タンカーの受け入れ・解撤が禁止され、2017 年 11 月に受け入れが再開されたが、再開された日に再度爆発事故が発生し、解撤が禁止されている。

国別シブプリサイクル実績

国	2013 年		2014 年		2015 年		2016 年		2017 年	
	隻数	百万 GT	隻数	百万 GT	隻数	百万 GT	隻数	百万 GT	隻数	百万 GT
バングラデシュ	197	7.30	214	5.52	223	7.52	230	9.89	197	6.36
インド	363	8.08	317	6.79	202	4.56	325	8.47	232	5.76
パキスタン	103	5.38	106	4.09	105	4.59	134	5.70	119	4.30
中国	343	7.08	215	4.98	159	4.04	131	3.46	167	3.57
トルコ	214	1.37	169	0.98	79	0.75	81	0.72	134	0.97
その他	279	0.63	216	0.40	182	0.34	130	0.35	171	0.46
合 計	1,499	29.83	1,237	22.76	950	21.80	1,031	28.60	1,020	21.43

出所:Lloyd's World Casualty Statistics

2・6・2 シブプリサイクル条約

1. シブプリサイクル条約の批准状況

国際海事機関(IMO)は、船舶の解撤における労働環境の改善や環境保護を目的として、2009 年 5 月に「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約」(シブプリサイクル条約、香港条約)を採択した(年報 2009 参照)。

<発効要件>

- ① 15 か国以上の締結
 - ② 締結国の船腹量が世界の商船船腹量の 40%以上
 - ③ 締結国の直近 10 年の最大年間解撤量が締結国の船腹量の 3%以上
- 以上のすべての要件を満たした日から 24 か月後の日に発効

<批准状況> (2018 年 3 月末現在)

- ① 6 ヶ国(7 ヶ国)(*) ② 21.0%(21.5%) ③ 0.02%(0.32%)
- 262.8 百万 GT (268.6) 0.08 百万 GT (1.65)

※ノルウェー、コンゴ、フランス、ベルギー、パナマ、デンマーク

括弧内はトルコが批准した場合(2017 年 3 月にトルコ議会は批准を承認したが未批准)

<発効シミュレーション>

2017 年世界船腹量 (I)	1,291.05 百万 GT
必要な締約国の船腹量 (I × 40%)	516.41 百万 GT 以上
必要な年間解撤量 (I × 40% × 3%)	15.49 百万 GT 以上

主要解撤国 5 ヶ国のうち、例えばインドおよび中国が批准すれば、解撤量の要件を満足する(印 12.21 + 中 8.17 + 既批准 1.65 = 22.03 百万 GT > 15.49)。一方、解撤量の要件は批准国の船腹量に比例して大きくなるため、船腹量が 734.3 百万 GT (= 22.03 ÷ 0.03) を超えると、未だ解撤ヤードの整備が進んでいない解撤国(バングラデシュ、パキスタン)の批准が必要となり、発効までにさらに多くの時間を要することになる。

2. わが国の条約批准

2017 年 10 月 31 日、当協会は、シップリサイクル条約実施のための国内法を早急に整備し、条約を締結するよう、国土交通大臣へ要望書を提出した(【資料 2-6-2】)。当協会ほか関係団体の要望を受け、超党派の国会議員連盟である海事振興連盟は、11 月 21 日に開催した総会において、本件を盛り込んだ事業計画および決議を承認した。

海事局では、10 月 31 日に「シップリサイクル条約の批准に向けた検討会」を当協会も招聘の上で開催し、国内法制化の方向性等について概略以下のとおり取りまとめた。翌年 3 月 9 日、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」が閣議決定され、同条約締結承認に関する議案とともに通常国会へ提出され、衆参両議院での満場一致で可決し 6 月 13 日に成立した。

<概要>

(1) 有害物質一覧表の作成

特定船舶(総トン数 500 トン以上の船舶)で排他的経済水域(EEZ) 外を航行する船舶の所有者は、当該船舶に含まれる有害物質の使用場所、使用量等を記した一覧表を作成し、国交大臣の確認を受ける。

(2) 再資源化解体業者の許可

特定船舶の再資源化解体を行おうとする者は、施設ごとに、主務大臣(国交大臣、厚労大臣、環境大臣)の許可(5 年ごとの更新制)を取得する。

(3) 特定船舶の再資源化解体の目的での譲受等・譲渡等の手続き

- ① 再資源化解体業者がリサイクルの目的で特定船舶の譲受等を行おうとするときは、当該業者は、再資源化解体計画を作成し、主務大臣の承認を受ける。
- ② 船舶所有者がリサイクルの目的で特定船舶の譲渡等を行おうとするときは、当該船舶所有者は、当該譲渡等について国交大臣の承認を受ける。

政府は政省令が整い次第、IMO への付託手続き(批准)に入る事になる。2018 年内での批准を目指している。

2・6・3 シップリサイクル施設の改善

1. インベントリおよびリサイクル施設の認証の取得の拡大

船主国および解撤国の政府や事業者において、条約上の義務を自主的に先行実施する動きや、それらを促進する活動が着実に進行している。

香港条約、EU 規則とも船舶は、インベントリ(有害物質一覧表)の作成・保持が求められており、船級協会等が提供しているインベントリの作成・認証サービスの利用および自社対応で強制化される前に鑑定書を取得する動きが広がっている。

[当協会会員会社のインベントリ準備状況(2017 年末時点)] (カッコ内は前年)

① インベントリを備え付けるべき現存船	736 隻(739 隻)
② インベントリを作成済みの船舶	207 隻(94 隻)
③ インベントリを今後作成予定の船舶	409 隻(417 隻)

船舶リサイクル施設においても、条約上、施設における安全・環境保全を確保する方法等を記載した「船舶リサイクル施設計画」の作成が求められ、いくつかの船級協会では、同計画を含めて同条約への適合を証明する適合鑑定書を発行している。日本海事協会(NK)は 2015 年 10 月にインドの施設(2 か所)に初めて適合鑑定書を発行した。これがビーチング方式の施設であっても条約に適合できることを示すこととなり、解撤事業者の施設改善意欲を高めた。インド解撤事業者協会(SRIA)によると、2018 年 2 月現在、鑑定書が付与された施設は、イタリア船級協会(RINA)より 38 か所、インド船級協会(IRS)より 9 か所、NK より 14 か所となり、重複を排除した合計が 55 か所にのぼる。

2. インドのシップリサイクル施設改善支援

2017 年 9 月 14 日、インドで開催された日印首脳会談において、シップリサイクル条約早期締結する意思が再確認され、共同声明にその旨が明記されるとともに、シップリサイクル環境管理改善計画を含む円借款に関する書簡の交換が行われた。これを受け、翌 15 日、国際協力機構(JICA)は、インド政府との間で円借款貸付契約に調印した。

シップリサイクル条約発効の鍵は解撤国の批准であり、この事業によるリサイクル施設の改善・整備により、インドにおいて批准環境が整うものと期待される。

<円借款契約の主な内容>

- ① 円借款額： 85 億 2000 万円（事業総額 124 億 400 万円）
- ② 対象： アラン地区で稼働中の 131 ヤードのうち 70 ヤードの見込み
- ③ 今後のスケジュール： 借款契約締結後、施行設計、詳細設計、業者選定を経て、事業着手は 2020 年度、完工は 2022 年 3 月の見通し

3. 当協会によるインドの労働者訓練センターへの支援

わが国は、政府、船級、船主、労組等の関係者が一丸となってインドのリサイクル施設の改善支援に取り組んできた。当協会としても、会員会社に対し、認証ヤードまたは認証に向け改善中のヤードへの優先的売船を推奨するなどして改善に寄与してきた。2017 年 5 月、基幹労連より、同連合会が支援しているインドの解撤労働者訓練センター向け訓練用機材の支援要

請があり、当協会はこれに応じ、防塵マスクおよび溶接作業用皮手袋を提供した。労使連携による改善活動の先行モデルと言える。

4. 日本代表団によるインド訪問

2018 年の通常国会において、わが国の条約批准のための法律案が審議されるにあたり、日本政府より当協会に対して香港条約発効のための第一の関門であるインドに訪問団を送り環境整備を行う要請があった。これを受け、2018 年 2 月 12 日～16 日の間、当協会、日本海事協会(NK)、日本海洋科学で構成した訪問団を派遣し、16 の解撤ヤード視察およびインド解撤事業者協会(SRIA)、グジャラート州海事局(GMB)、インド船協および現地労働組合(ASSRGWA)との意見交換を行った。インドにおける関連法整備のスピードアップと、わが国 ODA によるリサイクル施設整備への日本船主の強い期待を提示してきた。

<概要>

ヤード改善のスピードアップ:

条約適合認証取得済みヤードはこの 1 年に 30 増え 55 となった(稼働中ヤード約 90 の約 6 割)。いくつかのヤードは、EU 規則への適合を目指して大型クレーンの設置等条約要求以上に設備拡充に取り組んでいた。

条約批准進捗:

わが国 ODA によって残りのヤード改善に目処がついたこと等から、インドの労使、船主、州政府とも条約批准の早期化を支持。

当協会寄付の安全訓練用防護具の効能:

当協会が、現地の労働者訓練センターへ寄贈した訓練機材が有効に活用されていることを確認。協働のシンボルとして同センターより高い評価を得た。並行して州政府・ヤード事業者・作業員の三位一体の環境適合・安全対策に共同で取り組むことを、州政府・ヤード事業者・労組それぞれに対して強く要請し、定期会合が現地でも行われる契機となった。

2・6・4 EU シップリサイクル規則

EU のシップリサイクル規則(Regulation (EU) No 1257/2013)は、従来からあったバーゼル条約準拠からシップリサイクル条約準拠に変更するため制定され、2013 年 12 月 30 日に発効した。

同規則は、EU が承認した船舶リサイクル施設一覧(EU リスト)に掲載される施設の解撤能力が 250 万 LDT(Light Displacement Ton)となった日から 6 か月後、または 2018 年 12 月 30 日のいずれか早い日に適用開始となり、EU 籍船は同リスト掲載ヤードでの解撤が義務付けられる。2018 年 3 月現在、リスト掲載施設は、欧州域内 18 ヤード・約 30 万 LDT にとどまり、申請中の EU 域外の 24 ヤード(中 4、印 11、土 7、米 2)については審査中である。

施設の要件に関する技術ガイダンスには、「砂地および潮間帯にいかなるブロックも置くべきでない」とあり、ビーチング方式であるインドのヤードは、承認を得ることが難しいと見られていることから、EU 船主は、EU 籍船の解撤需要をまかないきれだけの水準になる様に認定ヤード増加スピードをあげるかあるいはルール適用開始を繰り延べるか、いずれかの現実的対応を求めているが EU 当局には現状変更の動きは見られ無い。